

付録2 サービス産業動向調査の概要

1 調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の動向を月次で把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施している。

3 調査の対象

平成26年経済センサス - 基礎調査時に存在したサービス産業^{※1}を主産業とする全国の事業所・企業等のうち、統計的手法によって選定^{※2}された事業所・企業等を対象としており、約38,000事業所・企業等を調査している。

※1 調査対象業種の詳細は付録7参照

※2 選定方法の詳細は付録3参照

4 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

事業所・企業等の別に、調査開始1か月目は「1か月目用調査票」、2か月目以降は「月次調査票」を用いて調査している。

(2) 調査事項

調査票ごとの調査事項は以下の表のとおりである。

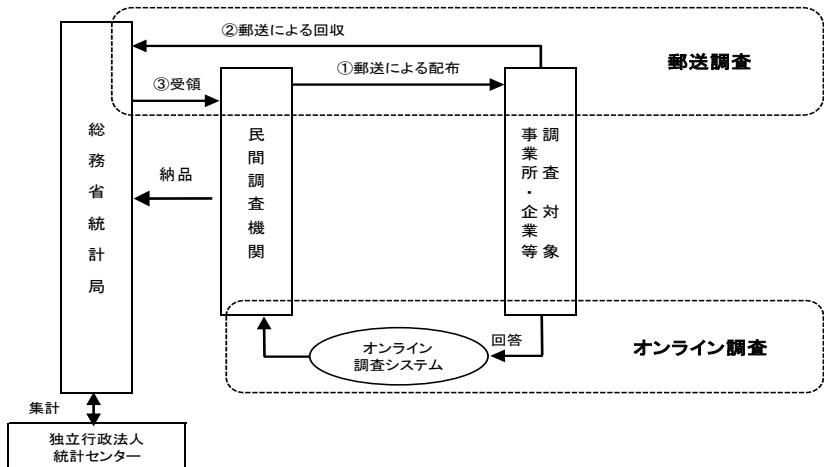
	月間売上高	事業所の主な事業の種類	月末の事業従事者数及びその内訳
1か月目用調査票 (事業所用)	○ (※)	○	○ (※)
月次調査票 (事業所用)	○	—	○
1か月目用調査票 (企業等用)	○ (事業活動別) (※)	—	○ (※)
月次調査票 (企業等用)	○ (事業活動別)	—	○

※調査月及びその前月分を調査

(注) 2017年1月調査より「需要の状況」を削除

5 調査の方法

調査は、民間調査機関に委託し、調査対象事業所・企業等の事業主又は事業主に代わる者が配布された調査票に記入することにより実施している。調査票の配布・回収は、郵送又はオンライン調査により行っている。ただし、調査票が未回収の場合については、調査員が調査事業所を直接訪問し、回収を行うことがある。



<重複是正措置について>

記入者負担を軽減するため、本調査の調査対象事業所・企業等が、経済産業省の実施している統計調査※と重複している場合、本調査の調査票を配布せず、同省の調査から得られた調査票情報の提供を受けている。

※特定サービス産業動態統計調査

6 集計

集計は、独立行政法人統計センターにおいて行っている。

7 結果の公表

調査結果は、速報及び確報により、インターネット及び閲覧に供する方法で公表している。

速報：原則、調査対象とする月の翌々月の下旬に公表

確報：原則、調査対象とする月の5か月後の下旬に公表